日文教育資料

教育情報

2014 No.5

Educational information

【特集】

02. 特別支援教育と「インクルーシブ教育システム」
国立特別支援教育総合研究所　大内 進

04. 発達障害への教育的対応に関する動向と今後の課題
京都教育大学　佐藤克敏

06. 発信！北から南から
いつも子どもがまんなか！
佐伯市教育委員会

08. クローズアップ！教育の現場
特別支援学級の「まなび」
取手市立戸頭西小学校
藤田直子

特集

特別支援教育の果たす役割

日本文教出版Webサイト
最新情報はこちらから➡ 日文 検索

未来をになう子どもたちへ
日本文教出版

特集 特別支援教育の果たす役割

特別支援教育と「インクルーシブ教育システム」

国立特別支援教育総合研究所客員研究員
大内 進

障害者の権利条約の批准とインクルーシブ教育システム

マスコミで大きく報道されることはなかったが、我が国は2014年1月20日に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准した。この条約は人権条約であり、インクルーシブ教育の推進とも深く関わっている。本条約を批准すると、「障害に基づくあらゆる差別の禁止」、「障害者の社会への参加・包容の推進」、「条約の実施を監視する枠組みの設置」などの措置が求められることになる。そのため、批准に向けて関連国内法の整備が慎重に進められてきたが、2007年に署名してから実に６年あまりの歳月を費やしたことになる。世界で141番目の批准であった。

この条約にはインクルーシブ教育システムの理念が示されている。このシステムは、「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ」仕組みであり、「障害のある者が教育制度一般*1から排除されない」というものである。このことは、見直された改正障害者基本法にも反映され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮する」という条文で示されている。我が国のこれからの小中学校の教育にとっても極めて重要な内容だといえる。

インクルーシブ教育システム構築のプロセスとしての特別支援教育

我が国では、長い間、障害の種類や程度によって教育の場を細かく分けて手厚くきめ細かい教育を行う仕組みを「特殊教育」として保持してきたが、2007年（平成19年）4月からは、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施される特別支援教育が推進されることになった。特殊教育の対象だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めてそれぞれのニーズに応じてきめ細やかに対応していく体制に転換した。それにより校内委員会、コーディネーターなどの整備がなされ、小中学校での取組が進展したことは周知のとおりである。

今後のインクルーシブ教育システムの充実に向けた対応については、中央教育審議会初等中等教育分科会において議論され、2012年（平成24年）７月に報告がまとめられた*2。この報告においては、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムの理念が重要であることを確認した上で、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒が同じ場で学ぶことを追求する」とともに「小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要であること」が示された。こうした方針に基づいて、就学基準に該当する子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学の仕組みは改められ、最終的には教育委員会が判断するものの、本人・保護者の意見を最大限尊重し、専門家の意見等もふまえて総合的な観点から決定する仕組みとなった。また、多様な学びの場で、障害のある子どもが他の子どもと平等に学んでいくためには、必要かつ適当な変更・調整を行うことが不可欠であり、それが「合理的配慮」として位置づけられた*3。インクルーシブ教育システムを構築するためのプロセスとして特別支援教育が位置づけられたと理解できる。

誰のためのインクルーシブ教育システムか

我が国は、条約の批准により「共生社会」の実現に向けて舵を切ったわけであるが、「相次ぐ障害者ホーム反対」という報道にも接した。国では共生社

会実現の一環として障害者の地域生活の支援を推進するためのグループホーム等の整備を進めているが、反対運動のために、それがとん挫している地域が少なからずあるというのである。とくにこの報道では、障害者と接する機会が少ないことがこうした動きの背景にあるのではないかという識者のコメントも紹介されていた*4。特別支援教育がインクルーシブ教育システムの構築に向けたプロセスであるという位置づけが、いっそう重視されていかなければならないことを痛感したニュースであった。学校は知育の場であると共に人間形成の大事な場でもある。子どもたちが将来の社会を担っていく構成員の一人であるという視点に着目すると、共生社会の形成の基礎として学校の役割は重要である。

そして、何よりも重要なことは、インクルーシブ教育システムの構築は、障害がある子どものためだけではないということである。先の報告には「障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、さらにはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができる」*5とも記されている。例えば障害があるAさんへの「合理的配慮」は、他の子どもたちにとっても有用であるなどの利点が大いにありうる。インクルーシブ教育システムは、障害がある子どもにもない子どもにも双方に利点があるものにしていかなければならない。特に小中学校での特別支援教育ではそうした視点を大事にしたい。

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のために

インクルーシブ教育の理念は、障害がある人とない人が互いにつながりあうという点では望ましいものの、専門性の継承、同じニーズのある子ども同士の交流や指導の継続という点では不安もある。インクルーシブ教育システムの構築をめざした特別支援教育ではそのことに留意して展開していくことが肝要であろう。そのためには、小中学校では、校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、地域の関係機関等との連携を深め、チームで対応していくことが必要となる。また、域内の学校が連携して共通の活動に取組むことも有効であろう。本特集ではその好事例が紹介されている。また、特別支援学校には、専門性を蓄積、継承、発展させて、真に小中学校を支援する力をつけてもらわなければならない。

さらに、柔軟で多様な対応をしていくために、これからはICTの活用も欠かせない。ICTを有効活用することにより個別学習や協働学習がより充実したものとなる。ユニバーサルデザインという観点からもICTの活用は大いに期待できる。

最後に、将来を見通すと、とくに通常の学級で多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、特別支援教育支援員の充実とともに学級の規模の改善を図っていく必要があることを記しておきたい。因みにOECDの調査によると、小学校の教員に一人あたりの児童数は日本では18.1人となっているが、フルインクルージョンを建前としているイタリアは11.7人である*6。

(注)
*1 原文では「general education system」
*2「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)
*3「体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」という前提がついているものの「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
*4「相次ぐ障害者ホーム反対の背景は」
http://www3.nhk.or.jp/news/web_tokushu/2014_0127.html
*5「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)
*6 Average class size, by type of institution and level of education (2011)
http://www.oecd-ilibrary.org/education/education-at-a-glance-2013/indicator-d2-what-is-the-student-teacher-ratio-and-how-big-are-classes_eag-2013-26-en

著者プロフィール

● 大内 進（おおうち すすむ）

国立特別支援教育総合研究所視覚障害教育研究部盲教育研究室長、教育支援部部長等を歴任。
視覚障害教育・心理、特別支援教育制度、イタリアの障害児教育などの研究に従事。
文部科学省「学びのイノベーション推進協議会」特別支援教育WG主査。

特集 特別支援教育の果たす役割

発達障害への教育的対応に関する動向と今後の課題

京都教育大学教授
佐藤 克敏

1.小中学校における取組みの始まり

発達障害に対する小・中学校等での取組みは、平成11年に文部科学省より示された「学習障害児に対する指導について（報告）」において、今後の基本的な対応の方向性が示された後に本格的に開始された。小・中学校等の特別支援教育支援体制整備は、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの配置などの体制のハード面において大きく進展し、法令や学習指導要領等においても体制整備にあわせて改変されてきた。また、同時に校内委員会などにおいて、配慮や支援が必要であると考えられる児童生徒の実態を共有し、加えて複数の教員の目で検討するということも実施されるようになってきた。教員間で情報を共有することや複数の教員の気づきの情報を収集し、整理することは、「一人では見過ごしていた情報を得ることができる」「異なる視点から再度問題を捉えなおすことができる」「担当者以外も子どもの見方を学ぶ機会になる」「対応の仕方にバリエーションが生まれる。共有できる」などのメリットが生まれ、児童生徒の課題を明確にしたり、支援の方向性を検討したりすることに役に立っている。

2.高等学校や大学における取組み

高等学校においては、文部科学省において、平成19年度に14校、平成20年度には11校、平成21年度には14校をモデル校として指定し、発達障害のある生徒への具体的な支援の在り方について研究が行われた。各学校では、「校内支援体制の整備」、「生徒理解の方法やニーズに応じた指導・支援」、「卒業後の就労支援」、「指導カリキュラムの構築」等を研究課題として掲げ、モデル事業が実施された。モデル事業の成果について整理すると、①周囲の理解を促しながら、教職員間もしくは他機関との連携を図ること、②自己理解を促しながら進路指導を行うこと、③特定の生徒だけの個別の支援だけではなく、学級全体もしくは学級集団に対する細かな対応といった３点に集約できる。

一方、大学においては、独立行政法人日本学生支援機構が実態調査において在籍者数や支援例を報告したり、研修会の実施や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」を発刊したりするなど発達障害を含めた障害のある学生の支援に対して、理解啓発を促す取組みを行っている。実態調査の結果をみると、「休憩室の確保」「実技・実習配慮」「注意事項等文書伝達」「教室内座席配慮」「チューター又はティーチング・アシスタントの活用」「試験時間延長・別室受験」「講義内容録音許可」「解答方法配慮」「パソコンの持込使用許可」などの支援が実施され始めている。また、大学受験においても大学入試センターが平成23年度より発達障害のある受験生に対して「試験時間の延長（1.3倍）」「チェック解答」「拡大文字問題冊子の配布（一般問題冊子と併用）」「注意事項等の文書による伝達」などの特別措置を実施するようになった。ただし、このような特別措置が認められるためには、受験特別措置申請書の他に、所定の診断書及び状況報告・意見書を提出し、審査で認められることが前提となっている。特に、書類の中で重視されるのは状況報告・意見書であり、高等学校等で行った配慮の有無やその効果が明示されていなければ、特別措置は認められない。つまり、高等学校段階でどのような支援を実施してきたかが大学入試において問われることになる。

3.授業のユニバーサル・デザイン化

近年、授業においてユニバーサル・デザインという用語を聞くことが多くなった。海外の例をみると、CASTにおいて、学びのユニバーサル・デザイン（Universal Design for Learning）として提案されている。CASTは学びのユニバーサル・デザインを、個人のニーズに対してカスタマイズされ、調整された柔軟なアプローチを志向するものであると述べている。

このような視点に立てば、学びのユニバーサル・デザインは、特別支援教育と同様の視点を持った連続する一つの取組みとして考えることができる。

日本においても、授業のユニバーサル・デザインについて、全ての児童生徒が「わかる」「できる」授業ということをキーワードとして、授業のユニバーサル・デザイン化について検討されるようになってきた。授業づくりにおいて、焦点化、視覚化、共有化などをキーワードとして検討し、授業を改善する取組みなどである。授業への参加を促す手だてとして、授業の開始と終わりのルールを徹底したり、明確化したりするなどの取組みを実施すること、内容理解のために、単元や本時のねらいを絞り込み、発問や板書をわかりやすくする、もしくは子ども同士の学び合いやグループ学習などを取り入れ、理解を深める、加えて授業を支える環境として、物理的な環境を整えたり、お互いが認め合い支え合う学級づくりを行ったりするなどのことが指摘されている。

4.通常の学級における合理的配慮の提供

平成24年7月に、文部科学省から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示された。本報告書の中では、「合理的配慮」とは、「学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であること、加えて「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義づけられた。「合理的配慮」の例として、「学習内容の変更・調整」（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付ける、学習内容を分割して適切な量にする、習熟のための時間を別に設定するなど）や「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」（写真や図面、模型、実物等を活用することによる視覚を活用した情報提供、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする、文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いる、振り仮名をつける、音声やコンピュータによる読み上げなど）などが示されている。

合理的配慮は、発達障害を含む障害のある児童生徒が障害を理由とした不利益を生じないようにする配慮であり、持てる能力を発揮するための基盤として考えられている。合理的配慮があることで、障害に起因しない平等な機会が得られると捉えられる。しかしながら、日本においての平等は、同じ活動に対し同じ方法で参加するというイメージが強く、このような考え方が定着するためには、「合理的配慮」の理念に対するさらなる啓発、選択もしくは決定手順や方法の整備と明確化など、今後の重要な検討課題となるだろう。

5.まとめ

発達障害への教育的対応は、体制整備等のハード面を中心として進展してきたが、対象を小中学校の児童生徒から、高等学校の生徒や大学の学生へと拡大し、同時に、授業のユニバーサル・デザイン化、合理的配慮などの通常の学級におけるソフト面に対する検討が始まっている。しかしながら、全ての児童生徒のニーズに対応するためには、柔軟で連続性のある対応が求められるだろう。ユニバーサル・デザインや合理的配慮を通して通常の学級の中で対応できるニーズもあれば、より個別的な対応である通級による指導等が必要であるニーズもある。さらには、特別支援学級や特別支援学校のように、通常の学級で取り扱うカリキュラムや到達目標を大幅に修正することが必要となるニーズもある。発達障害のある幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに応えるためには、生活に必要な主体的な問題解決能力を育むという視点を持ち、本人を主体とする柔軟な対応が求められる。

著者プロフィール

● 佐藤 克敏（さとう かつとし）

京都教育大学教育学部教授
現在　京都教育大学附属教育実践センター機構　特別支援教育臨床実践センター長を兼任
専門：特別支援教育、障害児心理学
主な著書・訳書：柘植雅義・緒方明子・佐藤克敏監訳『アメリカのIEP－障害のある子ども・親・学校・行政をつなぐツール－』（中央法規、2013年）、相澤雅文・佐藤克敏編著『「個別の指導計画」の作成と活用』（クリエイツかもがわ、2010年）、他
知的障害および発達障害に対するアセスメントと指導に関する研究を中心として取り組んでいる。

いつも子どもが まんなか!

― 教育・医療・保健・福祉をつなぎ、子どもと親と学校を支える 佐伯市子ども特別支援ネットワーク整備事業 ―

大分県佐伯市教育委員会

【手をつなぐ】 ネットワークの誕生

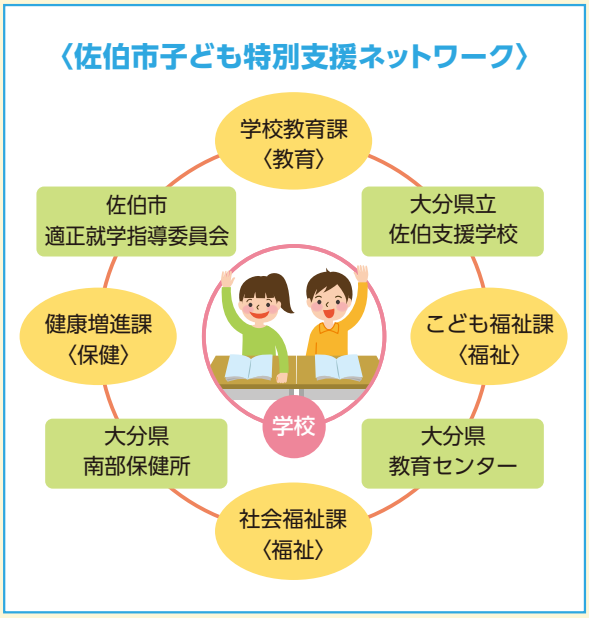

平成18年7月10日、佐伯市保健福祉総合センターの一室に、関係者が初めて顔をそろえた。第1回佐伯市子ども特別支援ネットワーク会議に参加するためだ。集まったのは、教員、医師、臨床心理士、保健師など、教育・医療・保健・福祉に携わる総勢24名。学校教育課指導主事が健康増進課、大分県南部保健所の保健師とともに約半年を費やして準備に奔走し、賛同を取り付けた各関係機関を代表する面々だ。

「これまでは、関係機関がそれぞれの立場で独自に、保護者や子どもたちへの支援を行ってきました。しかし、これからは、関係機関が協議し一緒になって、保護者や子どもたち、そして学校を支援していくことになります。」事務局の説明に、委員の期待も大きく膨らむ。「特別支援教育元年」と言われる平成19年度を目前に控えたこの日、佐伯市における特別支援教育の充実に向け、大きな一歩がここに踏み出された。

【情報を束ねる】 ネットワークの実動

ネットワークの役割は単純だ。関係部署の持っている「情報の共有」である。ならば、わざわざネットワークなどというものを作らなくても、同じ市役所の中なのだから、自由にやり取りすればよいではないかと思われるかもしれない。しかし、現実にはそうはならない。通常、保健や福祉が持っている情報は、教育委員会と言えども、勝手に閲覧することはできないのだ。

例えば、健康増進課は、保健所と共に実施する、1歳半健診や3歳児健診等で得た、幼児の発育・発達に関する情報を管理している。個人情報としては、最上級のマル秘情報だ。こども福祉課（当時は子育て支援課）は、背景にある複雑な生い立ちや家庭環境をも把握し、学校であっても、決して立ち入ることのできない部分にまで踏み込んだ支援を行っている。これもまた、限られた者のみで共有すべき情報であり、学齢期を迎えたからといって、教育委員会に右から左へと流れてくるものではない。それを可能にするのがこのネットワークである。これによりあらゆる情報が、事務局が置かれる学校教育課に集まるようになったのだ。

【ネットワーク委員】

医療	●医師会代表（医師） ●臨床心理士
保健	●佐伯市健康増進課関係者（本庁・各分室） ●大分県南部保健所関係者（保健師）
福祉	●佐伯市こども福祉課関係者〈当時：子育て支援課〉 ●家庭児童相談員 ●大分県南部保健所関係者（児童福祉司） ●地域コーディネーター
教育	●佐伯市教育委員会学校教育課関係者 ●県立佐伯支援学校関係者〈当時：佐伯養護学校〉 ●佐伯市特別支援教育振興協議会関係者 〈当時：佐伯市障がい児教育振興協議会〉 ●県教育センター特別支援教育部関係者（部長）

【情報をつなぐ】 教育相談の実施

しかし、それを学校につなぐためには、「保護者の同意」が不可欠である。それさえ得られれば、より具体的でピンポイントのサービスが提供できるようになる。

幸いなことに、当市及び南部保健所の保健師と保護者との間には、健診以降の継続的なフォローによる厚い信頼関係がある。担当保健師が、教育委員会への相談を勧めれば、保護者も安心して話をしてくれるのではないか。早速、保健所で定期開催される巡回療育相談（療育機関による相談会）に「教育相談」を位置付けようという話になった。医師や作業療法士らと同じように、一室に指導主事が待機し、就学に関する疑問に答えるのだ。

巡回療育相談には、親子で参加することになっている。つまり、指導主事は、入学に対する保護者の不安や困りにふれるばかりでなく、子どもと直接関わりながら、受けこたえや所作などを観察することもできるのだ。そして、40～50分ほどのやり取りを経て、次のように提案する。「このことを、○○ちゃんが入学する△△小学校の校長先生にお話ししませんか。よろしければ、私から一報入れておきましょうか？」「よろしくお願いします。」こうして、保健や福祉が積み上げてきたことを、学校現場に“つなぐ”架け橋が渡されることになる。

【情報を生かす】 「特別支援教育支援員」の配置

入学前に、発達上の特性に関する情報を具体的に学校に伝えることができれば、校長は、経験豊富な教員を学級担任に充てるなど、受け入れ態勢を整えることができる。音や環境の変化に敏感な子どもには、入学式の前日に教室や式場を見せ、自分の座る席やスピーカーの位置などを知らせることも可能だ。

現在、関係校の校長は、1月末までに、特別支援教育支援員（34名）の派遣申請書を作成し、当課あてに提出することになっている。必要な学校に、必要な人員を配置するのが本市のスタンスだ。勤務は、年間223日。打ち合わせの時間も必要なので、一日の勤務時間は教職員と同じにしてある。提出された申請書には、それまでに得た多くの情報とともに、支援員を必要とする根拠や活用方法が綴られている。

こうして入手した情報は、学校現場への人的支援へと形を変えて生かされることになる。

【さらに生かす】 「学校メディカル・サポート」の実施と「相談支援ファイル」の活用

本事業予算に組み込まれている学校への直接的支援のひとつに、「学校メディカル・サポート」がある。これは、入学後に、専門家を学校に招へいし、留意すべきことなどについて助言を得るというものである。専門家とは、対象となる児童が通っている療育機関の担当医や作業療法士、言語聴覚士などである。授業観察後、担任はもちろん、校長・養護教諭・特別支援教育コーディネーターなどが同席しカンファレンスを実施する。当該児童のカルテや授業中の様子をもとに、専門的な立場からの意見を求め、それを以後の学級経営、教科経営に生かそうとするものである。平成20年に始めたが、例年、15校程度が利用している。このほかに、専門の指導主事を派遣し、個別支援チーム会議を開くなど、学校への直接的な支援を継続的に行っている。

また、大分県が国からの委託により展開した「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」にかかるグランドモデル地域の指定を受けた際に、本人の特性や生育等に関する情報をファイリングするための「相談支援ファイル『きずな』」の作成・配布にも取り組んだ。これがあれば、学校や福祉機関で支援やサービスを受ける際に、本人の特性について一から説明をしなくても済む。平成22年に配布を開始したこのファイルは、平成26年1月末現在、約180冊が保護者の手元に届けられている。

いつも子どもがまんなか！

おとなたちがつないだネットワークの“まんなか”は、子どもたちの大切な居場所だ。だから、私たちは、絶対にこの手を離さない。離すわけにはいかないのだ。

（文責：川野）

クローズアップ！ 教育の現場

特別支援学級の「まなび」

茨城県取手市立戸頭西小学校　教諭　藤田 直子

小中連携（一貫）教育の先取り

本校のある取手市では、確かな学力と学校生活への適応を目指して、平成23年度から5カ年計画で小中連携（一貫）教育を推進しています。しかし、特別支援教育のフィールドでは、30年ほど前から中学校と小学校が合同学習という形で連携して教育を進めようとする取り組みが始まっていました。現在もその取り組みは続いており、中学校区の5校（中学校2校、本校を含む小学校3校）が年間を通じて合同学習を実施し、教育効果を高めています。

以下が、その年間計画です。

月	活動内容
4	●新しい友達と仲良くなろう
5	●高齢者の誕生会に参加しよう
6	●新入生歓迎会「スポーツをしよう」
7	●仲良く遊ぼう
9	●つばさ展の作品を作ろう
10	●ブーメランを作って遊ぼう ●校外学習（つくばエキスポセンター）
11	●仲良く遊ぼう
12	●和太鼓を楽しもう
1	●餅つきをしよう ●和太鼓を楽しもう
2	●ボウリングをしよう

体育的な学習では、運動能力に応じて班活動を行うため、意欲と自信を高めることができます。図画工作的な活動では、体育館を使ってダイナミックな創作活動を行います。完成した作品は作品展に出品しています。音楽的な活動では、和太鼓の演奏に取り組みます。30人ほどの児童生徒が一斉に打ち鳴らす太鼓の音は、迫力満点です。毎年2月に行われる学習発表会の場で発表しています。これらの活動は、それぞれ体育の免許を持った教員、美術の免許を持った教員、音楽の免許を持った教員が中心となって指導します。合同学習では、教員は持ち味を生かすことができ、児童生徒は専門性の高い指導を受けることができるのです。

【和太鼓の練習　一生懸命に合わせています】

校外学習は、公共の場でのマナーを守って、楽しむことが目的の活動です。異学年の班を編成することでリーダーが育ったり、話し合って計画、実践する体験から、仲間意識が育ったりしています。

また、合同学習には、地域の方々と関わる機会がたくさんあります。5月には、公民館で開かれる高齢者の誕生会に招待されます。餅つきには、保護者やボランティアの方々が参加してくれます。和太鼓の先生は、10数年、特別支援学級の児童生徒を指導してくださっています。多くの方々に支えられて合同学習が進められるのです。児童生徒は、感謝の気持ちを手紙やプレゼントで表します。地域の方々と触れ合う体験を通して、感謝の心が育っています。

小中連携などという考えはなかったころ、中学校と小学校の特殊学級（現在は特別支援学級）担任がスタートした合同学習が綿々と続き、現在も特別支援学級の児童生徒の学びの場となっていることを幸せに感じます。

教育情報　No.5

日文教育資料

平成26年(2014年)4月1日発行

編集・発行人　佐々木秀樹

発行所　日本文教出版株式会社
〒558-0041　大阪市住吉区南住吉4-7-5
TEL：06-6692-1261

本書の無断転載・複製を禁じます。

CD33226

日本文教出版 株式会社
http://www.nichibun-g.co.jp/

大阪本社　〒558-0041　大阪市住吉区南住吉4-7-5
TEL:06-6692-1261　FAX:06-6606-5171

東京本社　〒165-0026　東京都中野区新井1-2-16
TEL:03-3389-4611　FAX:03-3389-4618

九州支社　〒810-0022　福岡市中央区薬院3-11-14
TEL:092-531-7696　FAX:092-521-3938

東海支社　〒461-0004　名古屋市東区葵1-13-18-7F・B
TEL:052-979-7260　FAX:052-979-7261

北海道出張所　〒001-0909　札幌市北区新琴似9-12-1-1
TEL:011-764-1201　FAX:011-764-0690